

知的障害者旅客運賃割引規程【新旧対照表】

改正	現行
<p>(身体障害者)</p> <p>第2条 この規程において「知的障害者」とは、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する、療育手帳（発行自治体によりカード化されたもの、<u>「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」</u>（令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知）でマイナンバーAPIと連携しているスマートフォン用アプリケーションソフトを含む。以下同じ）の交付を受けている者とする。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(身体障害者)</p> <p>第2条 この規程において「知的障害者」とは、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する、療育手帳（発行自治体によりカード化されたものを含む。以下同じ）の交付を受けている者とする。</p> <p>2 (省 略)</p>

\* 下線部が改正箇所。